

保険料の特例的な軽減の対象だった方へ

保険料均等割軽減の対象の方の特例的な軽減について



- ◆ 保険料の均等割については、これまで法令に基づく軽減（本則）に特例的に上乗せして軽減を行ってきました。
- ◆ 下表のとおり、令和元年度から段階的に見直しが行われ、特例的な軽減の上乗せは令和2年度までで終了となりました。
- ◆ 令和3年度は、令和2年度に特例的な軽減の対象だった方について、本則どおり7割軽減となります。

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の後期高齢者医療の被保険者全員の保険料軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合				
	本則	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
[平成30年度における8.5割軽減の区分] 保険料軽減判定所得が33万円以下	7割	8.5割	8.5割	7.75割	7割
[平成30年度における9割軽減の区分] うち、世帯の後期高齢者医療の被保険者全員の各種所得が0円		9割	8割	7割	

月平均額が
780円 → 1,050円

(注) 月平均額は、令和2年度・令和3年度の埼玉県後期高齢者医療広域連合の保険料から算出。

保険料を年金からの天引きで納めている皆様へ

保険料を年金からの天引きで納めている方については、年度の前半(4月・6月・8月)は前年度の保険料を基に仮算定した額を天引きし、後半(10月・12月・2月)で年間の保険料を調整します。

特例的な軽減の終了により月の平均保険料額は上がりますが、増額となる年間保険料額の調整は、原則として10月からの天引きで行います。

(注) 口座振替により納付される方については、お住まいの市区町村ごとに納付の回数等が異なります。



見直しに関するお問い合わせはこちらまで

埼玉県後期高齢者医療広域連合、お住まいの市区町村の担当窓口